



老朽住宅除去事業について



地域の住環境改善のため、老朽化し危険な空き家の除去を行う方に対し、除去費を一部補助します。

◆対象住宅

- ・町内にある個人住宅であること
- ・空き家であること
- ・木造または鉄筋コンクリート造またはコンクリートブロック造であること
- ・抵当権、賃借権などが設定されていないこと（土地を含む）
- ・住宅の老朽度が一定の条件を満たすこと
- ・倒壊や火災により周囲の住宅や通路に被害を及ぼす恐れのある住宅であること

◆対象工事

次の①～③の要件をすべて満たす工事が対象です。
①建設業などの許可を受けた業者に請け負わせる除去工事であること
②住宅すべてを除去する除去工事であること（住宅には、居間・寝室があり、台所・風呂・トイレを備えていること。住宅であることが確認できれば、一部除去済みであっても可とする場合があります。）
③ほかの制度などにより補助金の交付や補償などを受けない除去工事であること（ブロック塀の除去工事は対象外）

次の①～③のいずれかに該当する方で高知県税などの滞納がないこと。

①登記簿上の所有者

②①の方の相続人代表者

③①・②の方から住宅の除去について委任を受けた方

除去工事費の10分の8（上限100万円）を補助します。

◆結果通知

5月6日（金）～6月3日（金）（受付状況によっては、再度募集する場合があります。）

6月30日（木）までに審査の結果（交付、不交付）を通知します。

◆注意事項

- ・補助金の交付決定を受ける前に工事の契約や工事に着手した場合は対象となりません。
- ・補助金の受け取りには、工事費の領収書などが必要です。
- ・なお、代理受領（※）を活用する場合は、工事費から補助金確定額を差し引いた金額の領収書が必要です。

※代理受領とは
補助申請者が工事契約した事業者に補助金の請求および交付を委任することで、町から事業者に対して補助金を交付することができますが、そのほかの補助事業では利用できない場合もあるため、詳細は補助金を交付する担当課にご確認ください。

◆補助金額

除去工事費の10分の8（上限100万円）を補助します。

- お問い合わせ
- 本庁まちづくり課 住宅係
- 佐賀支所 建設課 土木係
- ☎ 55-3700
- ①解体費用の支払い
100万円
- ②補助金の支払い
80万円
- ※①の支払い確認後
- ①解体費用の支払い
20万円
- ②補助金の支払い
※①の支払い確認後
- 80万円

例) 黒潮町老朽住宅除去事業補助金
老朽住宅の解体にかかる費用：100万円、補助金80万円の場合

